

事務連絡

令和6年10月16日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュールについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等については、別紙「HPVワクチンに関する10月以降の周知資材等について（その2）」（令和6年9月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「9月16日付け事務連絡」という。）において、お知らせしたところです。

今般、標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法として、特に疑義が多かった点について、下記のとおり整理しましたので改めてお知らせいたします。

引き続き、接種対象者や保護者等への周知・広報を含め、接種を希望する者に対して円滑な接種の実施のために必要な対応を講じるとともに、貴管内関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法について

9月16日付け事務連絡においては、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえ、定期接種実施要領（以下「実施要領」という。）において、**4価及び9価ワクチンについては最短4か月で接種を完了する方法**が実施要領に示されている旨、お示ししております。

このことを踏まえ、引き続き、接種対象者ご自身の体調等を考慮し、無理のない接種スケジュールを計画いただくとともに、**令和6年度中に当該ワクチンの3回の接種を完了することを希望する場合は、今年の11月末までに接種を開始することを検討**してください。

以上